

仕様書

1 業務名

京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>の見直しに係る調査等業務（令和7年度実施）

2 目的

本市では「京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）」及び「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>（以下「計画」という。）」に基づき、2050年CO₂正味ゼロ達成に向け、地球温暖化対策を推進しているところであるが、計画は策定後5年を目途に見直しを検討することとしている。

本業務は、計画の見直しの目安年度が令和7年度であること、また、令和7年2月に国において地球温暖化対策計画が改定されたことを踏まえ、本市取組の強化拡充などを検討するための基礎調査等を行うものである。

3 業務内容

(1) 温室効果ガス排出量削減シミュレーションの更新

- ・ 2022年度までの実績を基に、2050年CO₂正味ゼロに向け、2030年度、2035年度、2040年度の到達経路について令和6年度にシミュレーション※を行ったところであるが、令和7年夏頃を目安に算出する2023年度の排出実績を、当該シミュレーションの数値等に反映させること。

なお、令和7年3月に環境省から発表された「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、過年度の排出量について、再確認の作業が必要となる場合がある。

※ 過年度の実績を基に、活動量、エネルギー消費原単位、炭素集約度の要素に分解し、部門ごとに各要素の変化を想定。直近年度から2050年度までの中間年度（主に2030年度、2035年度及び2040年度）について算定している。

(2) 削減効果量等の推計、施策に関する調査及び提案

- ・ 想定される取組について、温室効果ガスの削減効果量及び経済性（費用対効果、投資回収年数等）や快適性といった同時に得られる便益、さらに、必要となる費用規模について推計すること。
- ・ 削減目標の達成に向けて本市が取り組むべき施策（既存施策の強化・見直し等を含む。）について、海外や政令指定都市をはじめとする国内における事例も踏まえ、必要な調査及び提案を行うこと。

4 中間報告

3の業務については、本市の附属機関である「京都市環境審議会地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）」における検討の基礎資料とすることから、次の表のとおり中間報告を行うこと（なお、推進委員会の開催回数、時期等については、現時点での想定スケジュールである。）。

推進委員会での協議は概ね秋頃（9月、10月頃を想定）までを目安に行

うため、本委託業務については、9月頃までに概ね完了し、それ以降、契約期間終了までは、必要に応じて微細な修正・更新作業を想定している。

なお、業務の実施に当たっては、本市と十分に協議し、方向性等を確認したうえで進めること。

時期		推進 委員会	業務(1)	業務(2)
令和 7年	6月	第1回		
	7月	第2回	2023年度排出実績（夏頃公表予定）を反映	中間報告①
	8月			委員会等の内容を受けて追加修正
	9月	第3回	中間報告	中間報告②
	10月			必要に応じて追加修正
	11月			
	12月			最終成果品提出

5 契約期間

契約締結の日から令和7年12月31日（水）まで

6 最終成果品

業務内容についてとりまとめた報告書について、電子データ（CD-R等）1部と紙媒体1部（A4サイズ）を作成し、提出すること。

なお、電子データについては必ずウィルス対策を行い、CD-R等のラベルに、①使用したウィルス対策ソフト名、②ウィルス定義年月日、③チェック年月日を記載すること。

7 留意事項

- ・ 業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- ・ 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- ・ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市の定めるものとする。
- ・ 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。